

愛知県立守山高等学校部活動に係る活動方針（部活動ガイドライン）

「部活動ガイドライン」（平成30年9月 愛知県教育委員会）の趣旨を踏まえ、本校の部活動に係る活動方針を定める。

1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 部活動に参加することで、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 運営方針

- (1) 生徒会部、部顧問会議及び部長会議等を設置し、組織的・計画的な部活動運営に努める。
- (2) 顧問は、参加する大会やコンクール等を精選した上で、年間及び月間の活動計画を作成する。
- (3) 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるために、専門性を有する外部指導者の協力を得る。

3 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

ア 運動部

陸上競技・硬式野球・サッカー・ラグビー・硬式テニス・バスケットボール・バレーボール・
バドミントン・弓道

イ 文化部

演劇・合唱・写真・茶華道・ボランティア・図書文芸

(2) 活動時間及び日数について

ア 活動時間

- (ア) 学期中：平日2時間程度 週休日等：3時間程度（練習試合や大会等を除く）
- (イ) 長期休業中：3時間程度（練習試合や大会等を除く）
- (ウ) 学校行事等で、午後に活動にあてられる場合は週休日に準ずる。
- (エ) 週休日における大会への参加等で活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。
- (オ) 活動時間帯及び最終下校時間

	活動終了時刻	最終下校時間
3月～10月（月）～（金）	18：00	18：30
11月～2月（月）～（金）	17：45	18：15

イ 休養日

平日1日以上、週休日等1日以上の週2日を原則とする。休養日の設定には以下の点を留意する。

- (ア) 大会参加などにより週末に活動する場合は代替休養日の設定に努める。
- (イ) 長期休業中の活動もア、イを参考として、適切な活動時間および休養日の設定を行う。

(ウ) 考査週間中の活動は原則禁止とし、その期間は休養日として計上をする。ただし、大会参加など練習が必要な場合は、部顧問の申請により練習許可を認めることができる。

(エ) 競技、活動内容の特性上、活動時期が限定される場合は、オフシーズンの休養日確保に十分に務め、年間の休養日104日以上を設定することを必須とする。

ウ その他

(ア) 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は別に定める。

(イ) 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は別に定める。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

ア 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。

イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)

4 部活動運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。